

## 県民の生活環境の保全等に関する条例（抜粋）

（平成 15 年条例第 7 号）

（規制基準）

## 第 6 条

1～2 略

3 知事は、第 1 項の規制基準を定め、又は改定するに当たっては、あらかじめ、愛知県環境審議会の意見を聴かなければならない。

（土壌及び地下水の特定有害物質による汚染の防止義務）

第 36 条 鉛、砒（ひ）素、トリクロロエチレンその他の物質（放射性物質を除く。）で、それが土壌若しくは地下水に含まれることに起因して人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして規則で定めるもの（以下「特定有害物質」という。）又は特定有害物質を含む固体若しくは液体（以下「特定有害物質等」という。）を取り扱う者は、特定有害物質等をみだりに埋め、飛散させ、流出させ、又は地下に浸透させてはならない。

（土壌汚染等対策指針の策定等）

第 38 条 知事は、土壌及び地下水の特定有害物質による汚染の状況等の調査並びに土壌及び地下水の特定有害物質による汚染により人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることを防止するために講ずべき措置に関する指針（以下「土壌汚染等対策指針」という。）を定めるものとする。

2 略

（汚染の状況の調査等）

## 第 39 条

1～2 略

3 知事は、土地の土壌又は土地にある地下水の特定有害物質による汚染状態が規則で定める基準（以下「土壌汚染等対策基準」という。）に適合しないおそれがあると認めるときは、当該土地に特定有害物質等取扱事業所を設置している特定有害物質等取扱事業者に対し、土壌汚染等対策指針に従い当該土地において土壌汚染等調査を行い、その結果を規則で定めるところにより報告するよう求めることができる。

4 略

5 第 6 条第 3 項の規定は、土壌汚染等対策基準を定め、又は改定する場合について準用する。

## 県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則（抜粋）

（平成15年規則第87号）

（特定有害物質）

第36条 条例第36条の規則で定める物質は、別表第16の上欄に掲げる物質とする。

（土壌汚染等対策基準）

第37条 条例第39条第3項の規則で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 土壌に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量に関するものは、特定有害物質の量を土壌汚染等対策指針に定める方法により測定した結果が、別表第16の上欄に掲げる特定有害物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる要件（以下「土壌溶出量基準」という。）に該当すること。
- 二 土壌に含まれる特定有害物質の量に関するものは、特定有害物質の量を土壌汚染等対策指針に定める方法により測定した結果が、別表第17の上欄に掲げる特定有害物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる要件（以下「土壌含有量基準」という。）に該当すること。
- 三 地下水に含まれる特定有害物質の量に関するものは、特定有害物質の量を土壌汚染等対策指針に定める方法により測定した結果が、別表第18の上欄に掲げる特定有害物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる要件（以下「地下水基準」という。）に該当すること。

別表第16 土壌溶出量基準（第36条、第37条関係）

特定有害物質の名称	土壌溶出量基準
カドミウム及びその化合物 ～ 1, 1-ジクロロエチレン（別名塩化ビニリデン）の項 略	
シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下であること。
1, 3-ジクロロプロペン（別名D-D）の項以下 略	

別表第18 地下水基準（第37条関係）

特定有害物質の名称	地下水基準
カドミウム及びその化合物 ～ 1, 1-ジクロロエチレンの項 略	
シス-1, 2-ジクロロエチレン	1リットルにつき0.04ミリグラム以下であること。
1, 3-ジクロロプロペンの項以下 略	